様式第４号

物品売買単価契約書

　日置市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間において、物品売買単価契約を次の条項により締結する。

　（契約の内容）

第１条　この契約の要領は、次のとおりとする。

 (1)　品名、品質(種類、形状、規格等)

 (2)　単価　一金

　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　一金

　　　　「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、単価に　／　を乗じて得た額である。

　　　〔(　　)の部分は、乙が課税業者である場合に使用する。〕

 (3)　契約期間　　　　　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日まで

 (4)　納入場所

 (5)　契約保証金

　（納入期限）

第２条　乙は、前条第３号の契約期間中甲の発注する数量の物品をその都度指定する期日までに、納入するものとする。

　（納入の通知）

第３条　乙は、物品の納入を終了したときは、納品書をもって、その旨を甲に通知するものとする。

　（検査）

第４条　甲は、前条の納品書を受理したときは、その日から10日以内に、乙又はその代理人の立会いの下に、検査をするものとする。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合においては、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

２　検査の結果、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

３　検査に合格したときは、甲は、現品を受領するものとする。

４　検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又は毀損したものの損失は、乙の負担とする。

　（危険負担）

第５条　前条第３項の受領の前に生じた物品の亡失、毀損等は、全て乙の負担とする。

　（契約不適合）

第６条　甲は、第４条第３項の規定により受領した物品が契約不適合であるときは、乙に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて売買代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに売買代金の減額を請求することができる。

 (1)　履行の追完が不能であるとき。

 (2)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

 (3)　物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

 (4)　前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

３　甲は、第４条第３項の規定による受領の日から１年以内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、売買代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

　（売買代金の支払時期）

第７条　甲は、検査が完了し、現品を受領した後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に売買代金を支払うものとする。

　（契約の変更）

第８条　この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価に著しい変動を生じ、そのため契約単価が著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して契約単価を変更することができる。

２　乙は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない事由により甲の指定する期日までに甲の発注する数量の物品の全部又は一部を納入することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して、その期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

３　前２項に定めるもののほか、甲は、必要があると認めるときは、この契約の内容に重大な変更を及ぼさない範囲において、この契約を変更することができる。

４　前項の規定により甲が契約を変更したことにより乙に損害を生じたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

　（納入遅延に対する遅延利息）

第９条　乙がその責めに帰すべき事由により甲の指定する期日までに甲の発注する数量の物品の全部又は一部を納入しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

２　前項の遅延利息の額は、甲の指定する期日の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、売買代金の額から甲が既に受領した部分に相応する代金額を控除した額（その額が 100円未満であるときはその額を、その額に 100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して年 2.5パーセントの割合で計算した額（その額が 100円未満であるときはその額を、その額に 100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

　（支払遅延に対する遅延利息）

第10条　甲がその責めに帰すべき事由により第７条に規定する期間内に代金の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

２　前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払売買代金の額に対して年 2.5パーセントの割合で計算した額とする。

　（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

　（甲の催告による解除権）

第12条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

 (1)　正当な理由なく、納入期限を過ぎても物品を納入しないとき。

 (2)　正当な理由なく、第６条第１項の履行の追完がなされないとき。

 (3)　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

　（甲の催告によらない解除権）

第13条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

 (1)　この契約の売買の目的を達することができないことが明らかであるとき。

 (2)　乙が物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

 (3)　乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

 (4)　物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

 (5)　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

 (6)　第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

　（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条　第12条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

　（乙の催告による解除権）

第15条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

　（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条　前条に規定する場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

　（解除の効果）

第17条　第11条、第12条又は第14条の規定によりこの契約を解除された場合において、甲が既に受領した部分があるときは、これを甲の所有とすることができる。この場合において、甲は、当該部分に相応する売買代金の額を乙に支払うものとする。

　（費用の負担）

第18条　この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

　（契約に関する紛争等の解決）

第19条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

　この契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保持する。

　　　　　年　　月　　日

甲　住所

名称　日置市

契約担当者職・氏名　　　　　　　　　　印

乙　住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　印